

季刊

労働 おきなわ

2017 Spring

No.137



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

労働おきなわ

2017 Spring No.137

目次

◆ RELAY ESSAY

- 沖縄県労働金庫 理事長 西 揚市 1

◆ NEWS

- ・平成29年度前期技能検定受検案内 2
- ・「平成29年度前期技能五輪沖縄県予選大会」
参加希望選手募集! 3
- ・平成28年労働組合基礎調査結果の概要 4
- ・沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度のご紹介 6

◆ INFORMATION

- ・「これってあり?まんが知つて役立つ労働法Q&A」のご紹介 8
- ・沖縄労働局労働保険徴収室からのお知らせ 9
- ・「無期転換ルールの導入」と「有期特別措置法の特例申請」
の準備について 10
- ・沖縄労働局の「職場のトラブル解決・サポート」 11
- ・労働条件通知書の書面交付について 12
- ・女性活躍加速化助成金のご案内 15
- ◆ 労働委員会だより 16
- ◆ 労働相談 17
- ◆ 労働経済指標 18



表紙の写真

◀東村つつじ祭り

毎年3月頃になると、沖縄県北部の東村で「東村つつじ祭り」が開催されます。毎年約6万人が訪れる人気のイベント。この東村つつじ祭りは昭和51年に、かつてのつつじの名所東村を甦らせようと、約6年の歳月をかけて村民の協力をえて造成が行われ、村民の手で植え付けられた約5万本のつつじが祭り期間中は色とりどりの花を咲かせます。



「働く人とその大切な人を笑顔にしたい」

沖縄県労働金庫 理事長
西 揚 市

当金庫は、働く人の夢と共感を創造する協同組織の自主福祉金融機関として、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを理念に1966年2月に設立され、昨年50周年を迎えました。労働運動を担つてこられた全ての働く仲間に改めて感謝を申し上げます。

6年前、前理事長の大城治樹氏が「『仕事と生活の調和』に思うこと」を寄稿しておりますが、2017年は「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」が制定されて10年の節目であり、リレーエッセイへの縁を感じます。

これまで再雇用制度やフレックス勤務制度、有期雇用契約制度等、働き方への様々な制度が整備されていますが、大手広告会社新入社員の過労自殺をきっかけに皮肉にも日本中に蔓延する長時間労働に対して強い関心が集まりました。昨年12月、厚生労働省の「長時間労働削減推進本部」は、違法な長時間労働を放置する社名の公表基準を「月100時間超」から「月80時間超」へ拡大することを発表し、対策を強化しつつあります。

一方、県内の労働者はどのような働き方をしているでしょうか。青い海、青い空のもとゆったりと流れる時間のイメージとは裏腹に、「毎月勤労統計調査」（厚労省2015年）によると、総実労働時間は全国平均を上回り、長時間労働が常態化、さらに非正規雇用の割合は4割を超え、所得水準・最低賃金ともに全国一低くなっています。このような状況が「親の貧困」を起因とする「子どもの貧困」に連なり、深刻な状況にあると言えます。また、労働や雇用に関する知識の浅い学生を食い物にしたブラックバイトの実態も明らかになりました。多くの調査結果から、県内の労働者が厳しい環境のもとで働いていることが解ります。ワークライフバランスどころか「はたらけど はたらけど猶（なほ）わが生活

（くらし）楽にならざり ちっと手を見る」（一握の砂—石川啄木）という歌が思い出されるほどです。

ワークライフバランスとは、均衡ではなく調和です。全体（または両方）が具合よく釣り合っている様です。仕事と私生活が天秤のようにきっちり同じ重さである必要はありませんが、人それぞれのライフステージやスタイルに合わせて、仕事と私生活の調和が取れていることが条件となります。長時間働いても賃金が上がらず、労働環境が改善されないままでは私生活は圧迫され、働く意欲は低下し、より良い人生とは程遠いものになるでしょう。働く人々の暮らしの底上げがワークライフバランスの実現の第一歩だと思います。

当金庫は、労働者が設立した自主福祉金融機関として、これまで社会的役割を自覚し、働く人・働きたい人のための金融支援に努めてきました。昨年、

（公財）沖縄県労働者福祉基金協会を運営主体として「ろうきん 働く仲間のゆめ・みらい基金」を創設し、困難を抱える「働く仲間」の自立支援、公費の支援が比較的厚い就学ではなく就労の支援を始めました。会員団体（労働組合や共済会等）からの任意の寄付を原資に、今後はお客様が当金庫の社会貢献寄付対象商品を1件新規利用されると、1件につき200円を当金庫が拠出することで、基金を積み上げ、運営を継続していきます。

当金庫は「働く仲間とその大切な人を笑顔にしたい」をスローガンに、「働く仲間のゆめ・みらい創造バンク」をめざし、ワークライフバランスのとれた社会、人々が喜びをもって共生できる社会の実現のため、これからも働く仲間を応援する存在であり続けます。



平成 29 年度前期 技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成 29 年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受 檢 受 付		平成 29 年 4 月 3 日(月)から 4 月 14 日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp
実技 試験	問題公表	平成 29 年 5 月 29 日(月)
	実 施	平成 29 年 6 月 5 日(月)から 8 月 13 日(日)まで ★ 平成 29 年 6 月 5 日(月)から 9 月 10 日(日)まで
学 科 試 験		平成 29 年 7 月 16 日(日) ★ 8 月 20 日(日)、8 月 27 日(日)、8 月 30 日(水)、9 月 3 日(日)
合 格 発 表		平成 29 年 8 月 25 日(金) ★ 平成 29 年 9 月 29 日(金)

★3 級職種が対象

[実 施 職 種]

○ 1・2 級(28 職種 39 作業)

職 種 名	作業名	職 種 名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	左官	左官作業
造園	造園工事作業	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
機械加工	普通旋盤作業	タイル張り	タイル張り作業
	数値制御旋盤作業	畳製作	畳製作作業
	フライス盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	マシニングセンタ作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
鉄工	構造物鉄工作業		シーリング防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		FRP防水工事作業
	ダ'外板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
工場板金	打出し板金作業		鋼製下地工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業		ボード仕上げ工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	表装	壁装作業
家具製作	家具手加工作業	塗装	建築塗装作業
	いす張り作業		金属塗装作業
建具製作	木製建具手加工作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
印刷	オフセット印刷作業	写真	肖像写真デジタル作業
石材施工	石張り作業	フラー装飾	フラー装飾作業
とび	とび作業		

○ 単一等級(3 職種 3 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーク工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

○ 3 級(10 職種 13 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	電子機器組立て	電子機器組立て作業
造園	造園工事作業	建築大工	大工工事作業
機械加工	普通旋盤作業	とび	とび作業
	数値制御旋盤作業	左官	左官作業
	フライス盤作業	塗装	金属塗装作業
	マシニングセンタ作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
機械検査	機械検査作業		

募集

『平成 29 年度前期技能五輪沖縄県予選大会』 参加希望選手募集!

受付期間: 平成 29 年 4 月 3 日(月) ~ 4 月 14 日(金)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う第 55 回技能五輪全国大会(平成 29 年 11 月 24 日~27 日: 栃木県)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。

1 競技職種(対応する技能検定作業名)

旋盤(普通旋盤作業)	家具(家具手加工作業)
フライス盤(フライス盤作業)	建具(木製建具手加工作業)
構造物鉄工(構造物鉄工作業)	とび(とび作業)
自動車板金(打出し板金作業)	左官(左官作業)
工場電気設備(配電盤・制御盤組立て作業)	タイル張り(タイル張り作業)
洋裁(婦人子供注文服製造作業)	フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 競技日程

競技課題公表 平成 29 年 5 月 29 日(月)

競技日 平成 29 年 6 月 5 日(月)~9 月 10 日(日)
(※期間中、競技ごとに定められた日)



3 参加資格

平成 6 年 1 月 1 日以降に生まれた者(23 歳以下)
(※学歴、実務経験年数の制限なし)

4 選抜の方法

当該職種に係る技能検定 2 級の実技試験課題により競技を行う。

第 54 回技能五輪全国大会(山形)
<フラワー装飾>

5 参加手数料 17,900 円

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号
(TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>

平成28年 労働組合基礎調査結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

平成28年6月30日現在における沖縄県の労働組合数は500組合、労働組合員数は57,155人で、前年に比べ、労働組合数は3組合の増(0.6%)、労働組合員数は86人の増(0.2%)となった。

また、推定組織率は、9.8%となり、前年の9.9%から0.1ポイントの低下となった。

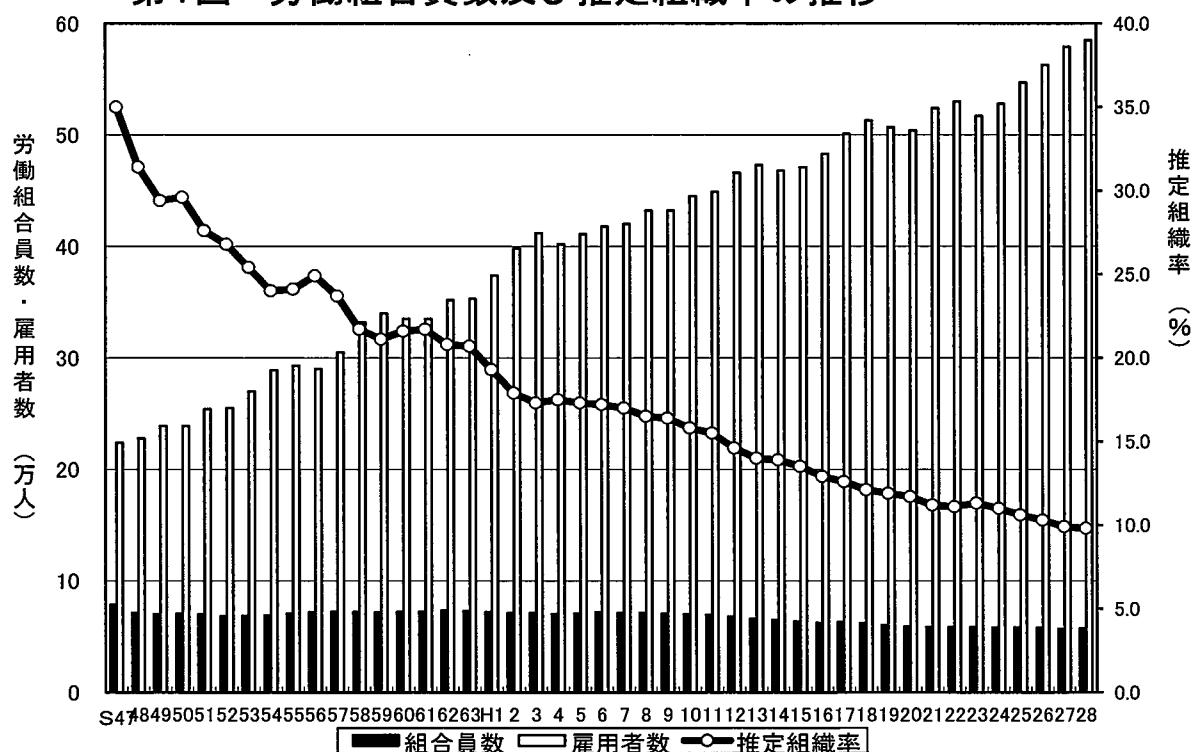
(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率 (%)	対前年増減数		対前年増減率 (%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
23	506	58,486	517,000	11.3	2	△300	0.4	△0.5
24	500	58,271	528,000	11.0	△6	△215	△1.2	△0.4
25	499	58,149	547,000	10.6	△1	△122	△0.2	△0.2
26	497	58,034	563,000	10.3	△2	△115	△0.4	△0.2
27	497	57,069	579,000	9.9	0	△965	0.0	△1.7
28	500	57,155	585,000	9.8	3	86	0.6	0.2

(注) 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

第1図 労働組合員数及び推定組織率の推移



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、「公務」が最も多く、11,176人(全体の19.6%)、次いで、「卸売業、小売業」が6,261人(同11.0%)、「サービス業(他に分類されないもの)」が5,858人(同10.2%)、「教育、学習支援業」が5,733人(同10.0%)、「医療、福祉」が5,723人(同10.0%)、「金融業、保険業」が5,449人(同9.5%)の順となっている。

労働組合員数の減少が大きかった産業は「情報通信業」が180人、「教育、学習支援業」が114人、「サービス業(他に分類されないもの)」が52人となっている。増加が大きかった産業は、「運輸業、郵便業」が160人、「卸売業、小売業」が141人であった。

(第2表)

第2表 産業別組合数、労働組合員数

産業	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	500	57,155	100.0	100.0	3	86	0.6	0.2
農業、林業、漁業	2	25	0.4	-	0	0	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0	0.0	0	0	-	-
建設業	16	1,575	3.2	2.8	1	44	6.7	2.9
製造業	40	1,518	8.0	2.7	△ 2	5	△ 4.8	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	27	2,107	5.4	3.7	0	8	0.0	0.4
情報通信業	21	2,069	4.2	3.6	△ 1	△ 180	△ 4.5	△ 8.0
運輸業、郵便業	70	3,909	14.0	6.8	△ 1	160	△ 1.4	4.3
卸売業、小売業	35	6,261	7.0	11.0	0	141	0.0	2.3
金融業、保険業	41	5,449	8.2	9.5	0	7	0.0	0.1
不動産業、物品賃貸業	5	229	1.0	0.4	0	4	0.0	1.8
学術研究、専門・技術サービス業	12	411	2.4	0.7	0	7	0.0	1.7
宿泊業、飲食サービス業	13	951	2.6	1.7	0	△ 6	0.0	△ 0.6
生活関連サービス業、娯楽業	3	169	0.6	0.3	0	△ 12	0.0	△ 6.6
教育、学習支援業	27	5,733	5.4	10.0	△ 1	△ 114	△ 3.6	△ 1.9
医療、福祉	38	5,723	7.6	10.0	0	△ 5	0.0	△ 0.1
複合サービス事業	42	3,868	8.4	6.8	△ 1	15	△ 2.3	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	11	5,858	2.2	10.2	1	△ 52	10.0	△ 0.9
公務(他に分類されるものを除く)	95	11,176	19.0	19.6	7	78	8.0	0.7
分類不能の産業	2	124	0.4	0.2	0	△ 14	0.0	△ 10.1

(注) 1. 「分類不能の産業」は、複数の産業の労働者で組織されている労働組合である。

2. 「-」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表象単位に満たない数値、又は算出できない数値である。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度のご紹介

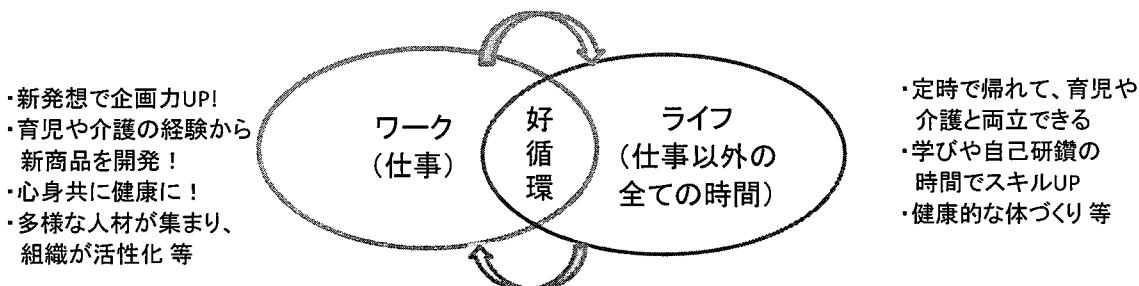
県では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設しました。

現在、67社が認証を受けており、認証企業は県のHPなどで公表しています。

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work_life_balance.html

○ワーク・ライフ・バランスとは

「仕事」と「生活」の調和がとれ、良い循環で相乗効果を発揮している状態



○ワーク・ライフ・バランス推進のメリット

①従業員の定着

育児や介護等によって辞めていた従業員が、働き続ける事ができるようになることで、技術やノウハウを持った人材を失うことなく、業務の質を保ちながら、経営を存続・発展させていくことが可能になります。また、これまで、従業員が退職する度に新たに従業員を採用して育成していた場合の「時間と費用」というコストを削減することができます。

②長時間労働の削減

ワーク・ライフ・バランスは、「時間内で成果を上げる」という生産性が高い働き方にシフトしていくことです。その実現に向けて、チームでお互いに切磋琢磨し仕事をする意識と、チームで業務の見直しを図っていきながら、効率的に仕事をするような風土ができ、結果、長時間労働の削減につながります。

従業員の心身の健康だけでなく、企業においては、残業代の削減や諸経費の削減という効果も得られることにつながります。

③優秀な人材の確保

特に中小企業では、「欲しい人材の確保」に悩む企業が多く見受けられます。

就職活動の際に、育児休暇制度や介護休暇制度だけでなく、長時間労働が恒常化されていないか？長く働き続けられる会社だろうか？そして自分のやりたいことができる「ライフが充実できる」会社だろうか、ということを基準に企業を選ぶ労働者が増えているため、ワーク・ライフ・バランスが実現されると、優秀な人材の確保につながります。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業一覧 (平成29年2月28日現在)

認証番号	企業名
1	医療法人信和会
2	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
3	株式会社ざまみダンボール
4	株式会社かりゆし
5	株式会社沖縄イグート
6	株式会社タイムス住宅新聞社
7	株式会社サン食品
8	株式会社琉球新報社
9	イオン琉球株式会社
10	NECソフコ沖縄株式会社
11	アクシーズ株式会社
12	社会福祉法人まつみ福祉社会介護老人保健施設桜山荘
13	株式会社リウボウインダストリー
14	東亜運輸株式会社
15	沖縄ロジテム株式会社
16	オリックスビジネスセンター沖縄株式会社
17	大和リース株式会社沖縄営業所
18	株式会社りゅうせき
19	株式会社琉球ネットワークサービス
20	株式会社金秀本社
21	医療法人愛和会
22	株式会社徳里産業
23	トランスクスモス株式会社沖縄本部
24	オリオンビール株式会社
25	日本コンセントリクスピジネスサービス株式会社
26	沖縄菱電ビルシステム株式会社
27	株式会社プロトデータセンター
28	株式会社沖縄環境分析センター
29	株式会社プロ機材ドットコム
30	社会福祉法人みつわ福祉会みつわ保育園
31	株式会社クロックワーク
32	株式会社ジャンボツアーズ
33	株式会社琉球デリカサービス
34	パナソニックコンシューマーマーケティング沖縄株式会社

認証番号	企業名
35	アメリカンホーム医療・保険株式会社
36	株式会社安心ダイヤル
37	金秀バイオ株式会社
38	株式会社アイセック・ジャパン
39	株式会社沖縄伊藤園
40	有限会社ドッグスハンド
41	株式会社沖縄第一興商
42	株式会社琉彩リゾートプランニング
43	有限会社エム・アイ・ジェイシステム
44	株式会社國場組
45	株式会社フィナンシャル・エージェンシー
46	特定医療法人アガペ会
47	沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
48	社会福祉法人真正福祉会
49	社会医療法人かりゆし会
50	社会医療法人仁愛会
51	りゅうせき商事株式会社
52	パシフィック観光産業株式会社
53	社会福祉法人大竹福祉会
54	大同火災海上保険株式会社
55	株式会社仲本工業
56	ウェルネスデンタルケア
57	前田産業ホテルズ
58	マルヰ産業株式会社
59	医療法人清心会
60	株式会社沖縄環境保全研究所
61	りらいあコミュニケーションズ株式会社沖縄支社
62	株式会社mediba searorize(メディバ・シーソライズ)カンパニー(旧会社名:株式会社mediba沖縄支店)
63	三井住友海上火災保険株式会社沖縄支店
64	株式会社レイマイコンピュータ
65	SCSKサービスウェア株式会社沖縄事業所
66	ANA沖縄空港株式会社
67	株式会社琉薬



働きどきに、
知っていてほしい。

『これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q & A』



労働法を知っていますか？ 働く人を守るための法律です。
このハンドブックでは、みなさんが働き始める前やアルバイトをするときに
最低限、知っておいてほしいルールを紹介しています。
ぜひ一度、読んでください。

まんが「知って役立つ労働法」はこちら

まんが 知って役立つ労働法

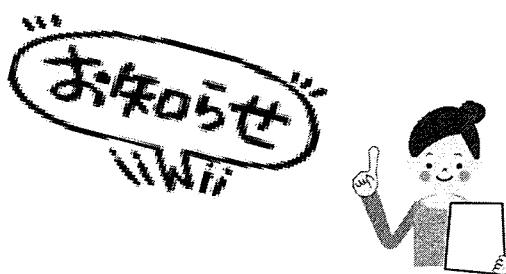
検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>



沖縄労働局

労働保険徴収室からの



- 平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。被保険者資格取得届の漏れがないようお願いします。

※平成 28 年 12 月末までに雇用した 65 歳以上の労働者についても、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上の雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用の対象となりますので、ハローワークへ被保険者資格取得届の提出を行う必要があります。すみやかな対応についてご協力よろしくお願いします。

※雇用保険料の徴収については、引き続き平成 32 年 3 月までは免除され、平成 32 年度から対象となります。

- 労働保険料は口座振替が便利です

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます
口座振替は次のメリットがあります

- ① 保険料を金融機関や労働局または監督署の窓口にお持ち いただく手間が省けます。さらに、保険料申告書の提出についても、電子申請や郵送などをご活用いただければ、金融機関や労働局、労働基準監督署の窓口に出向くことなく、申告・納付手続が完了します。
- ② 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度以降も継続して納付することができるため、納め忘れの心配がありません。
- ③ 手数料がかかりません。
- ④ 現金納付に比べ、保険料の引き落としまでに最大 2 か月のゆとりができます

事業主の皆さんへ 平成30年4月1日より「無期転換ルール」の本格的運用が始まります！
 ～大丈夫ですか？「無期転換ルールの導入」と「有期特別措置法の特例申請」の準備～

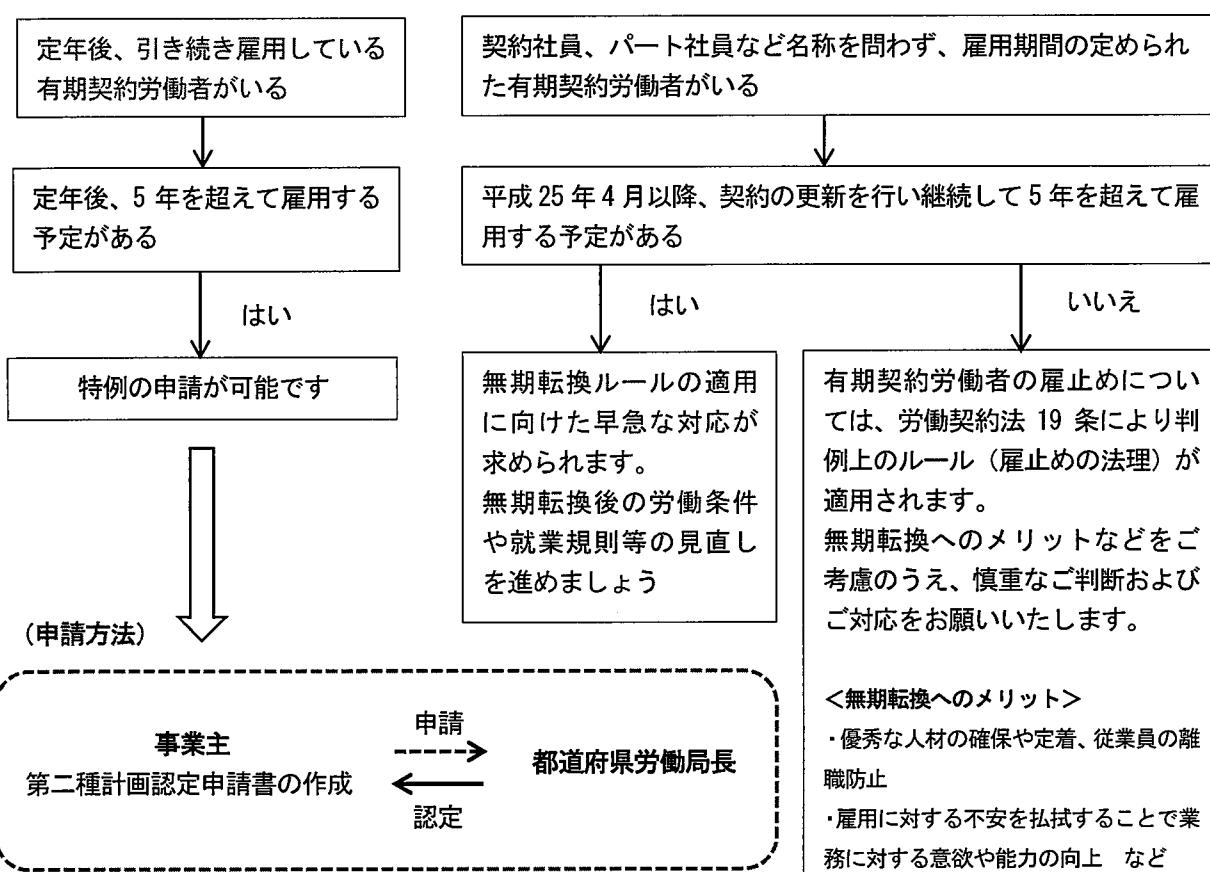
「無期転換ルール」とは、労働契約法の改正（平成25年4月1日）により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込み（希望）によって企業などの使用者が無期労働契約へ転換しなければならないルールのことです。

もっとも、この無期転換ルールについては、その後「専門的知識を持つ有期労働者（年収：1,075万円以上）」および「定年後引き続き雇用されている有期雇用労働者（注）」を対象とした有期特別措置法が制定され、事業主が雇用管理に関する特別の措置（※）について都道府県労働局長の認定を受けると、無期転換申込権が発生しないという特例が設けられました。

無期転換ルールの特例を受けるためには、計画認定の申請が必要となります。

無期転換ルールが運用される前に、下記のフローチャートをご確認のうえ、余裕をもって「無期転換ルールの導入」と「有期特別措置法の特例申請」の準備を行うようお願いいたします。

～ 皆さまの会社の状況を確認しましょう ～



(注) 定年に達しない時点で無期雇用労働者から有期雇用労働者に転換した者、
 定年を過ぎた年齢で新たに雇い入れた有期雇用労働者などについては、特例の対象となりません。

(※) 定年後引き続き再雇用されている有期雇用労働者に対する措置

- ・高齢者雇用安定法の規定による高年齢者雇用推進者の選任
- ・作業施設や方法の改善（身体的機能や体力等が低下した高年齢者の職業能力の発揮を可能とする為のもの）
- ・健康管理、安全衛生の配慮（身体的機能や体力等の低下を踏まえたもの）
- ・職域の拡大（労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計など）
- ・知識、経験等を活用できる配置、待遇の推進
- ・賃金体系の見直し（高年齢者の就労の機会を確保する為の能力、職務等の要素を重視する賃金制度の整備）
- ・勤務時間制度の弾力化（短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリングの活用など）

【お問い合わせ】沖縄労働局雇用環境・均等室（TEL：098-868-4380）まで

事業主の皆さん、無期転換の準備は大丈夫ですか？

「無期転換ルール」とは？ (労働契約法 18 条)

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて繰り返し更新された場合、労働者の希望(申し込み)により、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

◆「無期転換」へのメリット◆

- ①雇用に対する不安を払拭することで、業務に対する意欲や能力の向上
- ②優秀な人材の確保や定着、従業員の離職の防止 など

「無期転換ルール」の特例 (有期特別措置法)

定年後引き続き再雇用される有期契約労働者(継続雇用の高齢者)については、事業主がその特性に応じた雇用管理に関する特別の措置(※)を講じた場合、その事業主に引き続き雇用される間は、無期転換申込権が発生しません。

なお、特例の適用にあたっては労働局へ計画認定申請書の提出が必要です。

※ 例えば、高年齢推進者の選任、短時間勤務制度、

作業施設・方法の改善、健康管理・安全衛生の配慮など

※「無期転換ルール」の注意点！！

- ① 通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する(更新する場合を含む)有期労働契約が対象です。
- ② 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働条件など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより変更も可能です。なお、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。
- ③ 無期転換を希望しない(申し込まない)ことを契約更新の条件とするなど、無期転換申込権を事前に放棄することは、法の趣旨から無効と解されます。
- ④ 契約の更新がなく契約終了となる場合、雇止めの法理(労働契約法 19 条)が適用されます。

【お問い合わせ】沖縄労働局雇用環境・均等室 (TEL : 098-868-4380) まで

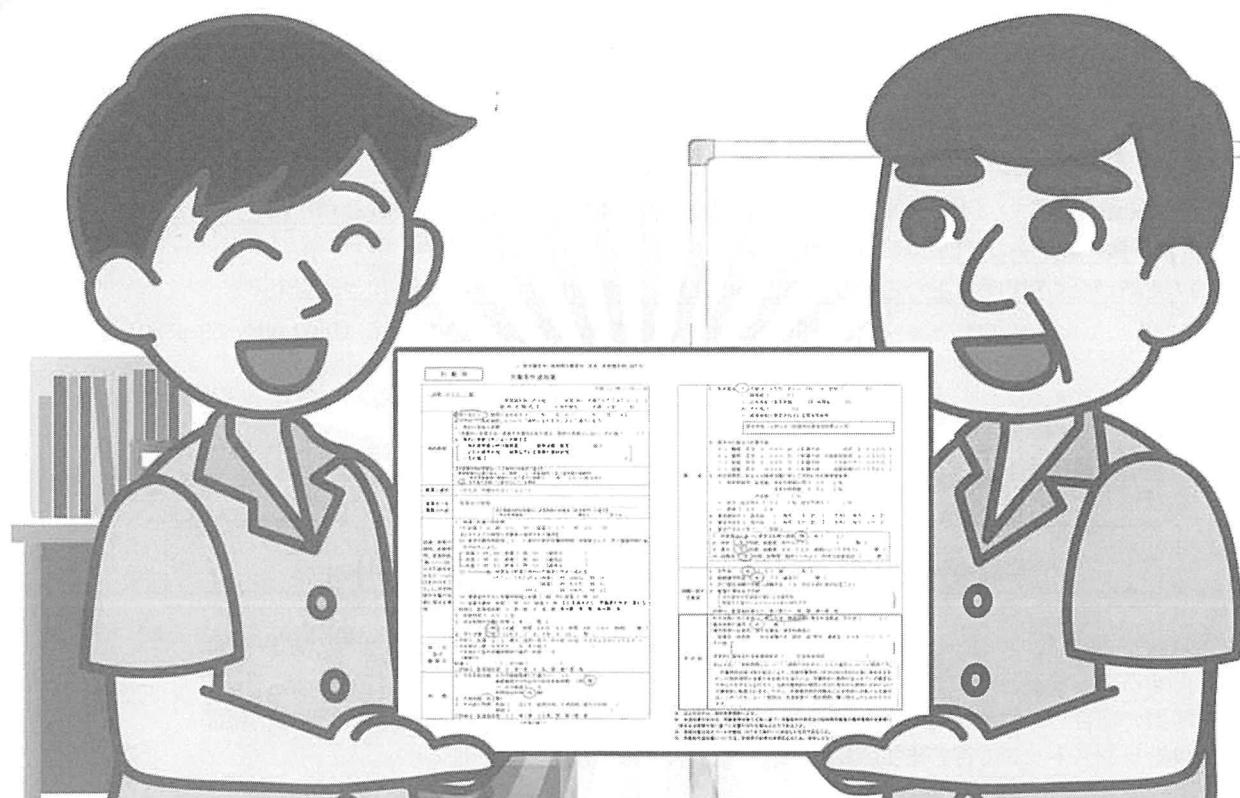
沖縄労働局の「職場のトラブル解決・サポート」

- ・「総合労働相談コーナー」では、解雇、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等の労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、使用者からのご相談を受けています。
- ・専門の総合労働相談員が対応し、相談内容に応じた的確なアドバイスや分かりやすい情報提供をワンストップで行います。相談は、「無料」で「秘密厳守」です。

コーナー名	所在地	電話番号
雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 3 階)	098-868-6060
那覇総合労働相談コーナー	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 2 階)	098-868-8008
沖縄総合労働相談コーナー	沖縄市住吉 1-2-3-1 (沖縄労働総合庁舎 3 階)	098-982-1400
名護総合労働相談コーナー	名護市字宮里 4-5-2-3 (名護地方合同庁舎 1 階)	0980-52-2691
宮古総合労働相談コーナー	宮古島市平良字下里 1016 (平良地方合同庁舎 1 階)	0980-72-2303
八重山総合労働相談コーナー	石垣市字登野城 5-5-4 (石垣地方合同庁舎 2 階)	0980-82-2344

交付していますか？ もらっていますか？

労働条件通知書



良好な職場環境の第一歩は労働条件の明示から

労働者を採用するときは、
労働条件通知書を交付しま
しょう。

事業場に採用されたら、交付
された労働条件通知書を確認
しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、「労働条件を明示した書面」を
交付しなければなりません。(労働基準法第15条)



沖縄労働局労働基準部監督課 098-868-4303

労働条件通知書

契約期間		年	月	日
事業場名称・所在地 使用する職業名				
期間の定めあり（　年　月　日～　年　月　日）				
契約の更新の有無 「自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はない・その他（　）」				
〔契約期間満了時の業務量・勤務成績・態度 ・会社の経営状況 ・その他（　）〕				
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期労働者登録簿登録済生しない期間：Ⅰ（高齢専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期労働の開始から完了までの期間（　年　か月（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続きて雇用されている期間				
就業の場所				
従事すべき業務の内容				
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 ・特定有期業務（　）				
1 始業・終業の時刻等	（　時　分）	始業（　時　分）	終業（　時　分）	
(1) 以下のような制度が労働者に適用される場合				
(2) 変形労働時間制等；（　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。				
始業（　時　分）終業（　時　分）(適用日)				
始業（　時　分）終業（　時　分）(適用日)				
始業（　時　分）終業（　時　分）(適用日)				
(3) フルカウント制・始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フルカウントは（始業）時 分から 時 分、 終業（終業）時 分から 時 分)				
(4) 事業場外みな労働時間制；始業（　時　分）終業（　時　分）				
(5) 較量労働制；治業（　時　分）終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。				
○詳細は、就業規則第1条～第3条、第4条～第6条				
2 休憩時間（　）分				
3 所定時間外労働の有無（　有　・　無　） (　有　(1週　時間、1ヵ月　時間、1年　時間)　無　)				
4 休日労働（　有　(1ヵ月　曜日、国民の祝日、その他（　）) ・定期日：毎週　曜日、国民の祝日、その他（　） ・非定期日：週・月当り　日　その他（　） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間　日				
休日及び勤務日	毎週（　勤務日　）	（　）	（　）	
休暇	1 年次有給休暇 6ヵ月继续労働した場合→ →か月超過　日	（　）	（　）	
休暇	2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇（有・無）	（　）	（　）	

賃金	1 基本賃金　イ　月給（　円）　ロ　日給（　円） ハ　時間給（　円）　ニ　出来高給（　円）　ホ　その他（　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等
	2 賃手当の額又は計算方法 イ　（　手当　円　）／計算方法： ロ　（　手当　円　）／計算方法： ハ　（　手当　円　）／計算方法： 二　（　手当　円　）／計算方法：
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外、法定超月60時間超（　）% ロ　休日　法定休日（　）%、法定外休日（　）%
	4 賃金締切日（　）一毎月　日、（　）一毎月　日 5 賃金支払日（　）一毎月　日、（　）一毎月　日 6 賃金の支払方法（　）
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　・　有　） 8 爲替（　有　(時期、金額等　)　無　） 9 賞与（　有　(時期、金額等　)　無　） 10 退職金（　有　(時期、金額等　)　無　）
退職に関する事項	1 定年制（　有　(　歳　)　無　） 2 離職届用制度（　有　(　歳まで　)　無　） 3 自己都合退職の手続（退職する　日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続
その他	○詳細は、就業規則第1条～第3条、第4条～第6条 ・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　厚生年金基金　その他（　）） ・雇用保険の適用（　有　・　無　） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名　担当者職氏名 ・その他

※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。
労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通常5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までの労働者から申込みをすることがあります。当該労働契約の期間の末日の翌日から期間のない労働契約に販換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したこととなります。

※以上のほかは、当社就業規則による。
※本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付であること。
※本通知書は改正パート労働法(H27.4.1施行)に対応したものであることを。
※労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

労働条件通知書記入例

(一般労働者用・短時間労働者用；常用、有期雇用型) H27.4～

規約条件明示についてのお問い合わせ・ご相談は こちらへ

那霸労働基準監督署(☎ 098-868-8033)
名護労働基準監督署(☎ 0980-52-2691)
八重山労働基準監督署(☎ 0980-82-2344)

沖縄労働基準監督署(☎ 098-982-1263)
宮古労働基準監督署(☎ 0980-72-2303)

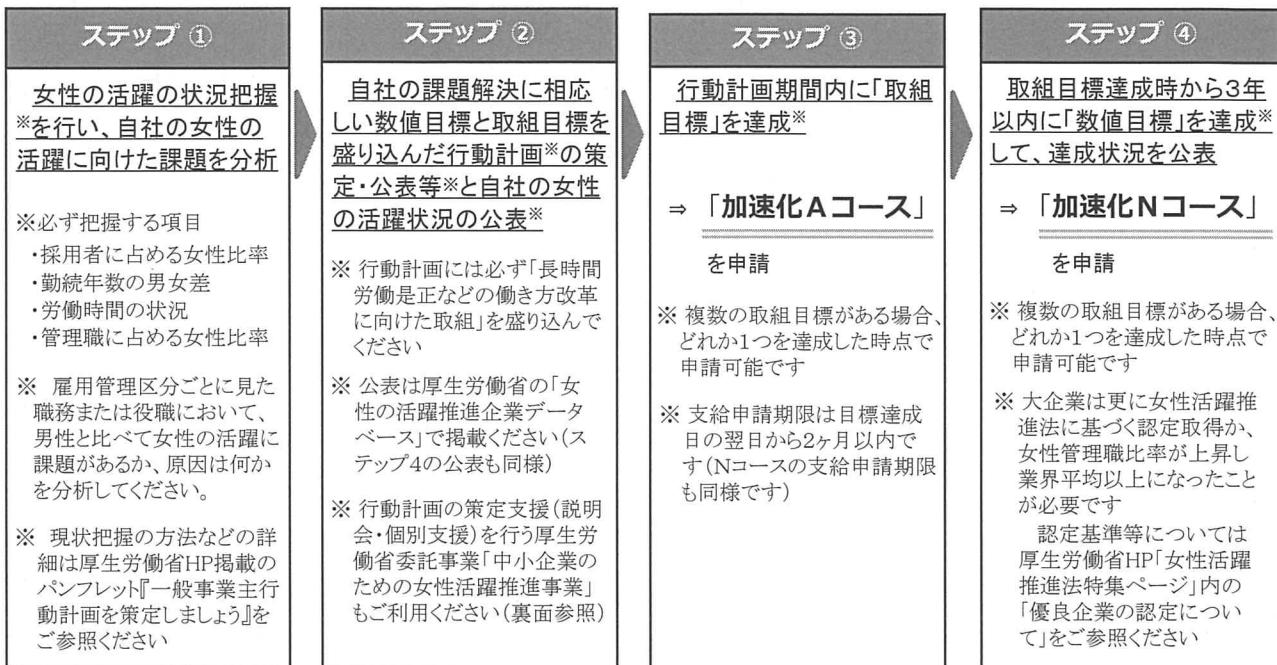
※ 本通知書の交付は、労働基準監督署に届けられた労働者派遣の登録及び短期間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく労働基準監督署に届けられたものであることを、
本通知書は改正パート労働法(平成27.4.1を施行)に對応したものであることを。
※ 労働条件変更書については、労使間の争訟の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

女性活躍加速化助成金のご案内

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

支給額（各コース1企業1回限り）	
【取組目標を達成】※中小企業のみ ⇒ 加速化Aコース	30万円
【数値目標を達成】 ⇒ 加速化Nコース	30万円

※ 中小企業：本助成金では産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業



支給対象となる数値目標と取組目標の例		
目標の区分	数値目標の例	取組目標の例
女性の積極採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ある採用区分で、採用における「男性の競争倍率」と「女性の競争倍率」の差を●ポイントまで縮小する。 ある採用区分について、女性の採用人数を●人以上増加させ、かつ全採用者に占める女性割合も●%以上引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の少ない職種に女子学生の応募が得られるよう、大学等と連携して女子学生向けのセミナー等を実施 性別にとらわれない公正な選考にむけたガイドラインの作成や採用担当者向けの研修の実施
女性の配置・育成・教育訓練に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ある雇用管理区分（女性の少ない職種等）で、女性の比率を●%まで引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の少ない職種への女性の配置転換を可能とする研修の実施 女性の体力・体格等に配慮した安全具や設備・機器等の導入等 管理職登用準備研修の受講者選定基準の明確化
女性の積極登用・評価・昇進に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 管理職の女性比率を●%以上とする。 課長級の女性管理職を●人増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を目指す女性社員を対象としたセミナーの実施 管理職候補の女性向けのメンター制度等の導入、実施
多様なキャリアコースに関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 一般職から総合職に転換する女性を●人以上増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般職から総合職への転換制度の構築、実施 総合職へのコース転換を目指す女性社員向けのセミナー、研修の実施

※達成状況を客観的資料で確認できない目標、適切な課題分析に基づかない目標、数値目標の達成に直接関連しない目標等は助成対象となりません。
※助成対象となる取組目標は、事業主が主体的に行う規定や制度の整備・施行、機器・設備の導入、研修の実施等に限ります。

女性活躍加速化助成金の詳細や支給申請については、
沖縄労働局 雇用環境・均等室 へお問い合わせください

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 3階

電話：098-868-4403

平成28年取扱事件の概況について

今回は、平成28年に沖縄県労働委員会で取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成28年に取り扱った不当労働行為事件は9件で、うち6件は次年に繰り越しとなっています。審査の実施状況については、次のとおりです。

平成28年12月31日現在

No	事件番号	申立事項	申立年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審査期間の日数
			終結年月日				
1	平成25年(不)第4号	・団体交渉応諾	H25.11.20 H28.7.22	関与和解	3回	一	976日
2	平成26年(不)第1号	・原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾 ・謝罪文提示	H26.10.15 H28.9.1				
3	平成26年(不)第2号	・バックペイ ・謝罪文提示	H26.10.24 —	次年繰越	10回	2回	係属中
4	平成27年(不)第2号	・バックペイ ・謝罪文提示	H27.3.23 —				
5	平成27年(不)第3号	・原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾	H27.3.27 —	次年繰越	4回	一	係属中
6	平成28年(不)第1号	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H28.1.5 —				
7	平成28年(不)第2号	・不利益取扱の禁止 ・団体交渉応諾 ・謝罪文掲示	H28.3.2 H28.10.14	関与和解	3回	一	227日
8	平成28年(不)第3号	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H28.8.15 —				
9	平成28年(不)第4号	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止	H28.10.7 —	次年繰越	1回	一	係属中

※審査の期間の日数は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数である。

2 労働争議の調整

平成28年に取り扱った調整（あっせん）事件は8件で、うち使用者からの申請は2件、労働者からの申請は6件となっています。

(1)取扱件数

係属性件数			終結状況					次年 繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
0	8	8	3	1	2	0	6	2

(2)調整事項別件数(新規申請分)

団交促進	賃金等 (賃金増額、一時金等)	経営・人事	給与以外の労働条件	その他
4	3	0	3	6

注)申請は複数の調整事項を有するため、申請件数と一致しない。

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成28年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は7件で、うち使用者からの申請が2件、労働者からの申請が5件となっています。

(1)取扱件数

係属性件数			終結状況					次年 繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
1	6	7	3	3	1	0	7	0

(2)調整事項別件数(新規申請分)

経営・人事	賃金等 (賃金増額、一時金等)	賃金未払い	労働条件等	職場の人間関係	その他
3	1	1	1	1	4

注)申請は複数の調整事項を有するため、申請件数とは一致しない。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL :098-866-2551

ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

育児休業給付金について

相談内容

1月に入社し、2月から正社員になりました。翌年の2月に出産予定です。出産後、育児休業をとる予定ですが、育児休業給付金はもらえますか。また、いつまで、いくらもらえますか。教えて下さい。

相談回答

ポイント

- ・育児休業給付金の支給には、次の要件があります。

- ① 雇用保険に加入していること、育児休業前の2年間のうち、1ヶ月に11日以上働いた月が12ヶ月以上あること
- ② 育児休業中に、勤務先から1ヶ月に月給8割以上を貰っていないこと
- ③ 休業日数が対象期間中に毎月20日以上あること
- ④ 育児休業後に働く意思があること

産前産後休業中は健康保険から出産手当金が、育児休業中は雇用保険から育児休業給付金が支給されます。育児休業給付金は、育児による離職を防いで仕事を続けることを支援する制度ですので、育児休業後は、職場復帰することを期待しています。

解説

- ・育児休業給付金の支給期間

給付金は、産後休業が終了した日の翌日（出産日から58日目）から、子が1歳の誕生日の前日までの休業した期間に給付されます。

ただし、保育所に入所を希望して申し込み中で入所できない場合などの特別な理由がある場合は、1歳6か月まで延長が可能です。

- ・育児休業給付金の金額

- ① 育児休暇開始～180日目：月給の67%
- ② 育児休業開始から181日目以降：月給の50%

書類の提出から2～5ヶ月後に、最初の給付金が振り込まれ、その後、2ヶ月ごとに給付金が振り込まれますが、2ヶ月ごとに追加申請が必要となり、申請を忘れると、その後の給付金がもらえなくなる可能性もあります。

産前産後、育児休業期間中は、社会保険料が免除になります。

ママの代わりにパパが育児休業を取得する場合も給付金を貰う事ができます。2人ともに育児休業を取得する場合「パパ・ママ育休プラス」といって、赤ちゃんが1歳2ヶ月になるまで、2人それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。ママの場合は、産休期間（基本8週間）後から、育児休業が開始となります。パパの場合は、出生日または出産予定日から取得可能です。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完 全 失業率 (沖縄 県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100			
	一般労働者		パートタイム労働者				有効							
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率	那覇市	全国			
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人						
平成17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	96.2	96.9		
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	96.0	97.2		
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2		
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6		
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2		
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5		
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3		
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2		
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6		
26年	32,582	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2		
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0		
27年12月	33,352	277,672	14,970	127,180	35	5.0	25,231	22,757	0.90	1,675	99.9	99.8		
28年1月	33,310	288,156	14,881	115,537	33	4.7	25,317	23,630	0.93	1,663	99.7	99.5		
2月	33,333	287,298	14,740	115,411	30	4.2	28,015	27,917	1.00	2,143	100.1	99.6		
3月	33,212	279,919	14,677	112,540	32	4.5	29,873	30,421	1.02	2,946	100.0	99.7		
4月	33,815	294,009	14,691	112,214	42	5.9	30,392	27,697	0.91	3,269	100.1	99.9		
5月	33,911	294,575	14,755	114,542	38	5.3	28,572	25,598	0.90	2,429	100.0	100.0		
6月	33,958	295,351	14,946	115,630	33	4.6	27,372	25,954	0.95	2,190	100.0	99.9		
7月	33,974	290,915	15,051	119,813	33	4.7	26,378	25,786	0.98	1,873	100.1	99.6		
8月	34,002	291,215	15,066	120,162	27	3.9	26,376	26,174	0.99	1,801	100.3	99.7		
9月	33,956	288,930	15,109	122,032	26	3.7	26,472	25,825	0.98	1,954	100.3	99.8		
10月	33,975	290,101	15,154	120,864	26	3.6	25,985	26,043	1.00	1,879	101.1	100.4		
11月	34,014	291,402	15,256	123,505	28	3.9	25,475	25,932	1.02	1,705	101.1	100.4		
資料出所	県 統 計 課				沖縄労働局				県統計課					

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	円	円	円	円	円	円
平成17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
27年12月	147.9	149.6	134.5	139.1	13.4	10.5	655,571	450,373	289,330	238,062	366,241	212,311
28年1月	140.4	145.9	128.1	136.2	12.3	9.7	299,426	239,561	286,619	238,211	12,807	1,350
2月	147.0	147.3	134.4	137.3	12.6	10.0	292,182	238,071	288,605	237,377	3,577	694
3月	152.5	157.1	139.3	146.4	13.2	10.7	313,419	256,651	292,022	243,123	21,397	13,528
4月	153.8	155.0	140.5	144.2	13.3	10.8	305,460	244,218	293,837	242,449	11,623	1,769
5月	142.7	146.2	130.5	136.8	12.2	9.4	301,484	245,294	287,535	237,793	13,949	7,501
6月	154.0	153.8	141.5	144.1	12.5	9.7	528,559	388,483	290,273	238,325	238,286	150,158
7月	151.5	150.5	139.0	140.8	12.5	9.7	426,928	310,129	290,078	238,314	136,850	71,815
8月	145.0	149.9	133.1	140.2	11.9	9.7	300,048	248,924	288,290	237,890	11,758	11,034
9月	148.8	149.1	136.3	139.6	12.5	9.5	295,620	239,962	289,120	236,557	6,500	3,405
10月	148.3	148.7	135.5	138.6	12.8	10.1	298,760	238,756	290,976	238,082	7,784	674
11月	150.5	148.4	137.4	138.8	13.1	9.6	310,696	247,127	290,747	237,812	19,949	9,315
資料出所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数值 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」137号（琉球労働から通巻211号）

2017年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発 行 人／屋宜 宣秀

印 刷 所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>



再生紙を使用しています。